

郵送での提出方法

記載事項や必要書類に漏れがあると、申告書を返送する場合がありますので、郵送する前にもう一度ご確認ください。

必要書類を同封のうえ、郵送で提出してください。

ア. 必ず同封する書類

イ. 収入がわかる書類

ウ. 控除がわかる書類

★ 提出書類は返却しませんので、写しを同封してください

★ 控えが必要な方は、返信用封筒（宛名記入のうえ、110円切手を貼付）
を同封してください

〒907-8501

石垣市真栄里 672 番地

石垣市役所税務課市民税係 行

令和8年3月16日(月) 消印有効

ア. 必ず同封する書類

1 市民税・県民税兼国民健康保険税申告書（記入済みもの）

2 本人確認ができる書類の写し

★ マイナンバーカードのある方は、マイナンバーカード

★ マイナンバーカードのない方は、個人番号の確認（通知カード、個人番号記載の住民票）と
身元確認書類（運転免許証、健康保険の資格確認書等）

イ. 収入がわかる書類

1 給与収入のある方 | 源泉徴収票、給与明細等の写し

★ 給与の証明書等がない場合は、申告書裏面「5 給与所得の内訳」欄に金額を記入の上、事業所の
押印が必要です。

2 年金収入のある方 | 源泉徴収票の写し

3 営業・漁業・農業・不動産収入のある方 | 収支内訳書

4 配分金のある方 | 配分金支払証明書の写し（シルバー人材サービス等）

5 その他収入のある方 | 収入の証明できる書類の写し

ウ. 控除がわかる書類

1 配偶者(特別)控除・扶養控除を受ける方 | 扶養親族のマイナンバーカード等の写し

★ マイナンバーカードがない場合は番号確認書類の写し（通知カード、個人番号記載の住民票）

2 社会保険料控除を受ける方 | 領収書、控除証明書、証明できる書類の写し

3 生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方 | 控除証明書の写し

4 寄付金控除を受ける方 | 受領書、控除証明書の写し

5 障害者控除を受ける方 | 障害者手帳、障害者控除対象者認定証の写し

6 医療費控除を受ける方 | 医療費控除の明細書

★ 医療費控除の明細書の記入を省略する場合は医療費の通知を添付してください



所得のなかった方は郵送・電子による申告がおすすめです。

下記に該当する方は、「ア. 必ず同封する書類」を郵送いただか、電子にて簡単に申告できます。

- ◆遺族年金を受給していた方
 - ◆障害年金を受給していた方
 - ◆預貯金等で生活していた方
 - ◆収入がなく、援助を受けて生活していた方
 - ◆傷病手当や雇用保険等を受給していた方
 - ◆その他の理由により無収入で生活していた方

※電子については、「[個人住民税申告の電子化について](#)」をご確認ください。

所得のなかった方向け申告書の書き方

申告書(表面)

申告者の住所(現住所及び令和8年1月1日現在の住所)、氏名、生年月日、電話番号、個人番号(マイナンバー)など太枠内は全て記入してください。

石垣市長 殿		現 住 所	資料番号
		令和8年1月1日 現在の住所	通 知 番 号
		フリガナ	業種又は職業
提 出 年 月 日		個 人 番 号	電 話 番 号
年	月	日	大・昭 生 年 月 日 代 平・令 年 月 日 理
氏 名	続 柄		

扶養控除欄

扶養控除欄には、扶養親族が「特定親族特別控除」に該当する場合に合計所得欄(※)に所得額を記入してください。

本人控除	①	□ 離婚控除	□ ひとり親控除	□ 勤労学生控除	
		□ 死別	□ 離婚	□ 生死不明	□ 未帰還
		(学校名)			
配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	②	障害等	身体	精神	家庭
		氏名	重音	大・昭・平・令	配偶者の合計所得 円
		個人番号			□ 同一生計配偶者 (扶養対象配偶者を除く)
		障害等	□ 男	□ 精	□ 年齢
					級
				居住区分	□ 同居 □ 別居
扶養控除・ 特定親族特別控除	③	氏名	生年月日	続柄	居住区分
			大・昭・平・令		障害等
			・		□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
					□ 年齢
					級
		個人番号			合計所得 ※ 万円
					□ 同居
					□ 男
					□ 精
			</		